

## 論 文 の 要 旨

氏 名	橋 上 徹
論文題目	連結範囲規制を巡る諸課題と探求 —連結範囲規制の網羅性欠如への対応を中心として—
論文の要旨	
<p>1977年4月以降に開始する事業年度から導入された連結財務諸表制度は、以後、有価証券報告書の添付書類であった連結財務諸表の有価証券本体への組入れ、セグメント情報の開示の導入及び監査対象化、関連当事者との取引や連結ベースの研究開発活動等の開示項目の充実、連結範囲の拡大等により、随時、充実・見直しが行われてきた（「連結財務諸表に関する会計基準」第46項。）。</p> <p>この間、我が国企業の多角化・国際化の進展、我が国証券市場への海外投資家の参入の増加等の環境の著しい変化等に伴い、企業の側においては連結経営重視の傾向、投資者の側からは連結情報に関するニーズが高まっていた（同基準第47項）。このような状況を反映して、我が国の連結情報に係るディスクロージャーの現状については、多くの問題点が指摘されてきた（同基準第47項）。</p> <p>企業会計審議会は、これらの状況に鑑み、1995年10月以降、連結財務諸表を巡る諸問題について審議を行い、1997年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表した。当該意見書では、従来 of 個別情報を中心としたディスクロージャーから連結情報を中心とするディスクロージャーへ転換を図ることとし、連結ベースでのディスクロージャーの充実が求められた。また、支配力基準を導入して連結の範囲を拡大した。しかし、特別目的会社の取扱い、その他いくつかの点に関し、一定の要件を備えるものは、連結範囲から除外する点も記載されているなど、連結範囲規制が支配力基準に変更されて強化されたにもかかわらず、ライブドア事件、オリンパス事件など、連結範囲規制違反に関わる大きな経済スキャンダルが発生した。</p> <p>チャリタブル・トラスト（慈善信託）を利用した軽課税国における特別目的会社の設立、投資事業組合の悪用、信託法の改正、公益法人改革など、支配力基準を導入した当初には想定していなかった事態が生じ、支配力基準が、厳格に対応</p>	

できない状況になってきた。

つまり、連結範囲規制には、いくつもの検討すべき論点が存在するにもかかわらず、これまでの研究や実務の分野では、その網羅性を十分に対応ができておらず、大きな連結範囲規制違反の事件が起こる都度、後追いで会計基準等が策定されている。

米国においても、2000年代初頭のエンロン事件も、米国会計基準の連結範囲規制の盲点を突き生じた、非常に大型の粉飾決算であった。その後、米国も連結範囲規制への対応は進んできたものの、連結範囲規制に係る事件は発生している。

国際財務報告基準は、それ自体まだ歴史が浅いため、大きな連結範囲規制に関する事件は発生していない。しかし、それは、国際財務報告基準においては、日本や米国のように連結範囲規制の例外を認めないという厳しい一貫した姿勢があったからであった。しかし、各業界からの圧力を受け、一部、連結範囲規制の緩和に舵が切られはじめ、本論文でその懸念を記述している。

本論文の特徴は、大きく3あると考えている。

1つ目は、過去の連結範囲規制違反に関する大型事件を検証しつつ、連結範囲規制がどうあるべきなのか（又は、どうあるべきだったのか）を問い直し、的確な会計基準等を具体的に検討している点である（これには、米国の事件も含まれる。）。

2つ目は、日本の規制緩和の中で、公益法人改革に伴う一般社団・財団が株式会社と大きく相違点がなくなった点や、信託法の改正で設けられた新しい種類の信託（自己信託、事業信託、目的信託）が連結範囲規制の検討の対象にされていない点、その他懸念される材料をあぶり出し、それに対して、現時点での的確と考える会計基準等の方向性を具体的に示している点である。

3つ目は、日本にかぎらず、世界をまたぐ、特に軽課税国等を経由したお金の流れが大きく動いている中で、BEPSプロジェクトなど、会計基準以外の動向が、連結範囲規制に対してどのように活用されるべきかを検討している点である。

いずれにしても、大きな経済事件が連結範囲規制に関わるものが増加している中で、現状の連結範囲規制には、規制の網羅性が欠如しているところがあるものと言わざるを得ず、具体的な取り組みのあるべき方向性を示し、重大経済事件の予防につながるようにとの想いも含め本論文を執筆した。